

古民家を利用して 宿泊施設・飲食店・物販店を 営まれる皆様へ

ご存知ですか？
消防用設備等の
設置基準



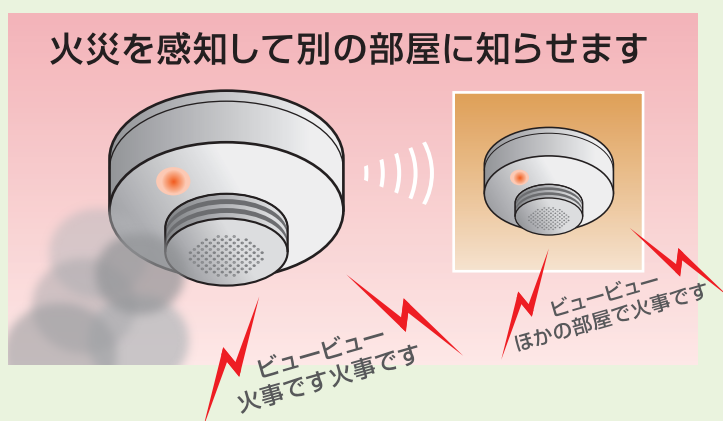
■ 消防用設備等の設置基準

	飲食店	物販店	宿泊施設
消火器	●建物の延べ面積 150㎡以上 ※地階または窓の少ない階で床面積50㎡以上の場合は設置が必要になります。		
自動火災 報知設備	●建物の延べ面積 300㎡以上 ※飲食店の地階または窓の少ない階で床面積100㎡以上の場合は 設置が必要になります。		●すべての施設 ※無線式のもので簡便な工事により設置 できる場合があります。(中面参照)
誘導灯	●すべての施設 ※一定の要件を満たした場合、設置を免除できることがあります。(裏面参照)		

延べ面積300㎡未満の宿泊施設には、特定小規模施設用自動火災報知設備が利用できます。

「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

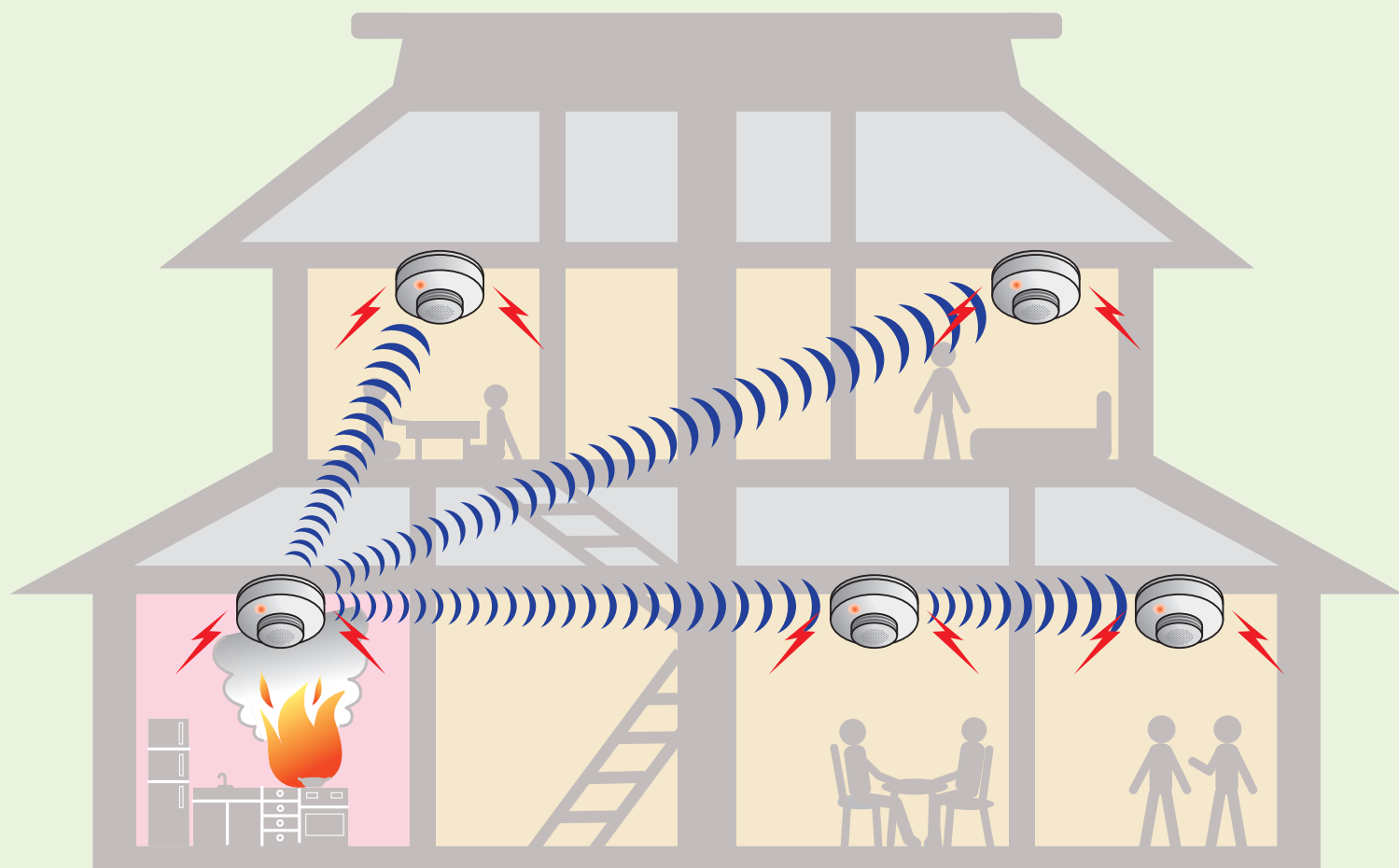
特定小規模施設用自動火災報知設備は、延べ面積が300㎡未満の小規模な宿泊施設に利用できる設備で、通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を設置して配線で接続する方式のほか、以下の特長を備えた無線式の連動型警報機能付感知器のみを設置する方式があります。



〔特長〕

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、**感知器間の配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設置が不要**です。
- すべての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。この場合、工事には**消防設備士の資格が不要で、工事に着手する前の届出(右頁2参照)も不要**です。

(注意) 電波環境によっては、感知器同士の通信ができず、特定小規模施設用自動火災報知設備を利用できない場合があります。



消防用設備等の設置に関する手続き

1 事前相談

建物の用途変更により必要となる消防用設備等の種類・設置箇所、届出書類、消防検査のスケジュール等の必要な手続きについて、建物を管轄する消防署に相談しましょう。

2 設備の設置

消防法令に基づき、消防用設備等を設置しましょう。なお、受信機を必要とする自動火災報知設備の工事については、消防設備士の資格を持った者が行う必要があります。この場合、工事を行う消防設備士は、工事着手の10日前までに「工事整備対象設備等着工届出書」(以下、「着工届」)を管轄消防署に提出する必要があります(着工届が不要となる設備についても別途届出が必要となる場合があります)。また、電気配線の工事が必要な設備(誘導灯、受信機を必要とする自動火災報知設備等)の電源工事は電気工事士が行う必要があります。

3 消防用設備等設置届出書の提出

消防用設備等の設置が終わったら、設置工事が完了した日から4日以内に管轄消防署に「消防用設備等設置届出書」(以下、「設置届」)を提出しましょう(用途や規模によっては不要となる場合もあります)。

4 消防検査

3の設置届に基づき、管轄消防署による検査を受けます。設置工事を実施した関係者が立ち会いましょう。

5 消防用設備等検査済証の交付

4の消防検査の結果、消防法令に適合していることが確認できれば「消防用設備等検査済証」が交付されます。

6 点検及び報告

常時使用できる状態を維持するため、設置した消防用設備等は半年に1回点検を行い、その結果を1年に1回管轄消防署へ報告しましょう。

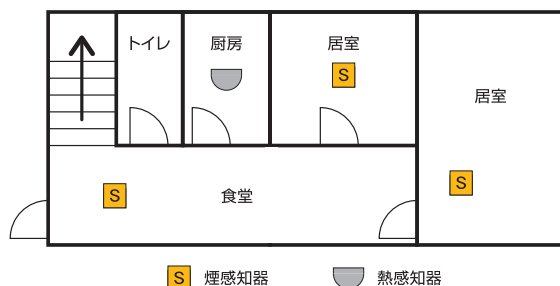
その他の手続きについて

消防用設備等の設置に関する手続き以外にも、以下の例に示す手続きが必要となる場合がありますので、管轄消防署または関係部局に確認してください。

- 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書 ⇒【管轄消防署】(※収容人員30人以上で届出が必要)
- 防火対象物使用開始届 ⇒【管轄消防署】
- 建築確認申請 ⇒【各自治体の建築確認担当部局等】
- 飲食店営業・旅館業の許可 ⇒【各自治体の保健所等】

設置届に添付する図面の記載例

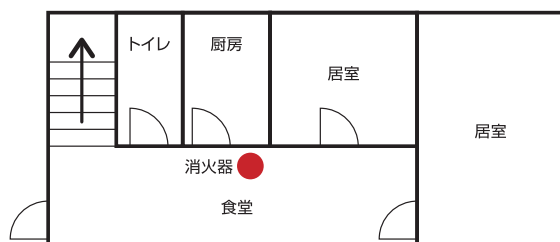
■ 自動火災報知設備(特定小規模施設用自動火災報知設備の場合)



設置時のポイント

- すべての感知器が連動して警報音を発するようにグループ設定する。
- 居室及び2㎡以上の収納室で、壁または0.6m以上突出したはり等(熱感知器の場合は0.4m以上)によって区画された部分ごとに設置する。
- 煙感知器は壁または、はりから0.6m以上離れた天井で取付け面から感知器下端が0.6m以内となる位置、または天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁面に設置する。
- 熱感知器は壁または、はりから0.4m以上離れた天井で取付け面から感知器下端が0.3m以内となる位置、または天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁面に設置する。

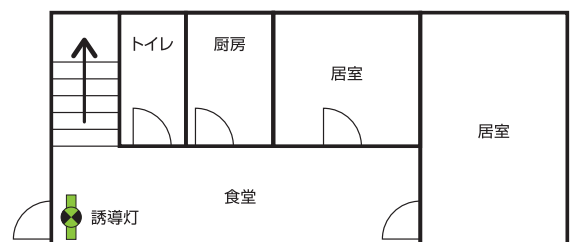
■ 消火器



設置時のポイント

- 各階ごと、すべての場所から歩行距離が20m以下となるように設置する。
- 床面から高さ1.5m以下に転倒・落下しないように設置する。
- 「消火器」の標識を見やすい箇所に設置する。

■ 誘導灯



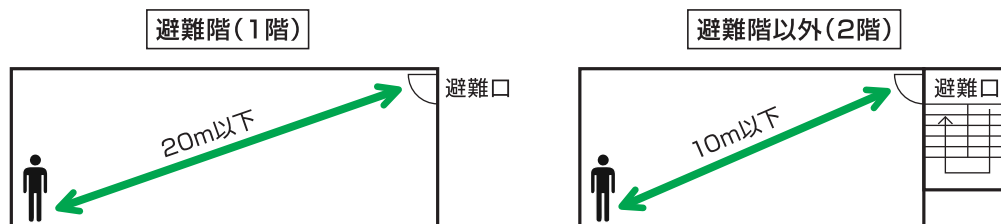
設置時のポイント

- 避難口や階段の降り口に設置する。
- 容易に見通せる場合等は免除できる。(裏面参照)

誘導灯の免除可能要件の例

① 避難口までの視認性について、以下の要件を満たすもの(消防法施行規則第28条の2)

居室の各部分から主要な避難口を容易に見通せ、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であるもの。



② 以下の要件に該当する部分(消防庁通知)

〔1〕次の(1)から(3)に該当する避難階(1階)

(1)以下のいずれかの要件に該当すること。

ア.各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ.各居室から廊下に出れば、簡明な経路により容易に避難口へ到達できること。

(2)建物の外に避難した者が、当該建物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3)利用者に対して避難口等の案内を行うことや、見やすい位置に避難経路図を掲示すること等により、容易に避難口の位置を理解できる措置を講じること。

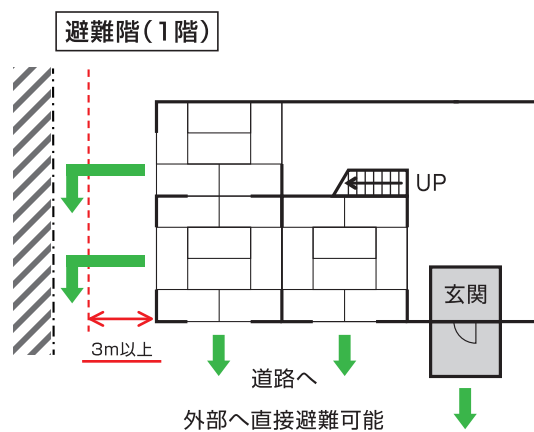
〔2〕次の(1)から(3)に該当する避難階以外(2階)

(1)各居室から廊下に出れば、簡明な経路により容易に階段へ到達できること。

(2)非常用の照明装置の設置、または常時容易に使用できるように携帯用照明器具を設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

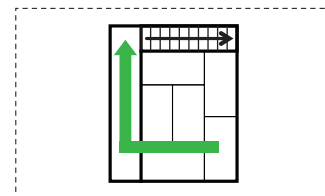
(3)〔1〕(3)の要件を満たしていること。

※免除の可否は管轄消防署に確認ください。



避難階以外(2階)

簡明な経路により容易に避難可能



③ 宿泊施設、飲食店、物販店として利用しない一般住宅部分(消防庁通知)

家主の住居としてのみ使用し、宿泊施設、飲食店、物販店等からの避難経路とならない部分。

※免除の可否は管轄消防署に確認ください。

具体的な消防法令、市町村条例等の確認等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

詳しくはホームページを
ご覧ください。



FDMA 消防庁
住居防災に Fire and Disaster Management Agency

<http://www.fdma.go.jp/>



(一社)日本消火器工業会
<http://www.jfema.or.jp/>



(一社)日本火災報知機工業会
<http://www.kaho.or.jp/>



(一社)日本照明工業会
<http://www.jlma.or.jp/index.htm>